

(様式 1-3)

南相馬市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 27 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	12	事業名	小高小学校遊具更新事業	事業番号	A-1-7
交付団体	南相馬市		事業実施主体	南相馬市	
総交付対象事業費	19,734 (千円)		全体事業費	19,734 (千円)	
事業概要					
○事業の概要					
<p>小高小学校において、平成 28 年 4 月の避難指示解除に向けて校庭の遊具を更新することにより、帰還後の子供たちが安心して遊べる環境が整備され、運動機会の確保と体力向上を促進し、子育て世帯の帰還促進と定住促進を図る。</p> <p>更新遊具：登り棒、6 連高鉄棒、複合遊具（滑り台、ジャングルジム）、吊り輪（複合遊具に統合）、肋木、雲梯、7 連低鉄棒、8 連ブランコ（6 連ブランコに更新）、4 連ブランコ 各 1 基</p>					
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（実施要綱第 4 の 4 の一）					
※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。					
■南相馬市復興総合計画 - 基本指針 2 健康で安心して暮らすことができるまちづくり					
・【基本施策】 - 子育て環境の整備（P65）					
・【施策】 - 元気に遊べる環境を充実させます（P67）					
・【施策の展開】 - 子どもが安心して遊ぶことができる遊び場の整備（P67）					
子どもの遊び環境の充実（P67）					
・【成果指標】 - 健康診断結果（栄養状態でふとりすぎの児童：8 歳） - 目標値 7.7%を下回る					
■南相馬市教育振興基本計画 - 第 3 章 教育の基本方針					
・【戦略目標】 - 子どもたちが安全な環境の中で、豊かな心・自ら学ぶ意欲・健やかなからだを育てています。（P31）					
・【基本施策】 - 学ぶ心と元やかなからだづくり、「生きる力」を育みます。（P35）					
・【数値目標】 - 評価指標「体力・運動能力調査」 - 目標値「全国平均を上回る」（P35）					
・【施策の推進方針】 - 健やかなからだを育む教育の推進（P39）					
■南相馬市子ども・子育て支援事業計画 - 第 4 章 分野別施策の展開					
・【基本施策】 - 第 4 節 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備（P38）					
・【施策の方向】 - 4 良質な住宅と良好な生活環境の確保（P41）					
・【個別事業】 - 公園整備 市内都市公園全体の計画的な遊具更新を図ります。（P41）					
<p>本事業は子どもたちの運動機会の確保と運動能力の向上を図る観点から遊具を更新するもので、「南相馬市復興総合計画」における子どもの遊び環境の充実、「南相馬市教育振興基本計画」における学ぶ心と元やかなからだづくり、「南相馬市子ども・子育て支援事業計画」における子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備に沿った事業である。</p>					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（実施要綱第 4 の 1）					
平成 27 年 5 月現在、原子力発電所の事故以降の累計で約 8,700 人（うち、小高区は 1,305 人）					

が転出し、市外に約11,700人（うち、小高区は4,826人）、市内に約8,300人（うち、小高区は5,957人）が避難している。特に小さな子供を持つ子育て世代等の流出により、伝統行事や消防団などの地域活動が継続できなくなることで地域コミュニティの弱体化や崩壊を招いている。また、子育て世代等の流出は労働力不足に直結し、市内経済活動にも支障をきたしている（詳細は様式1-3別紙説明資料のとおり）。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（実施要綱第4の1）

南相馬市教育委員会が実施した新体力テストの総合評価（平成22年度・平成26年度）及び健康診断結果の栄養状況（平成22年度・平成26年度）には、原子力発電所事故に伴う屋外での運動制限などにより児童・生徒の体力の低下及び肥満傾向が現れている。

本事業の実施により、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を整備することで、体を動かすことの喜びや楽しみを体感することによって体力の向上や運動能力の改善に繋げる。

なお、小高地区における学校再開時期については、避難指示解除の目標時期（平成28年4月）から一定の期間をおいて再開する予定としているが、再開前でも帰還する子どもたちが学校開放において遊ぶことができるように、更に、学校再開に向けて教育環境が整っていることを保護者から認識いただくために、27年度中に遊具の更新を実施する必要がある。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第4の4の二①）

<子どもの肥満傾向について>

6歳～14歳を対象とした健康診断の結果を原子力発電所事故前と年代別に比較すると、「太りすぎ」と診断された児童・生徒の割合が12歳児を除くすべての年齢で増加している。増加率の最大は9歳児で4.5ポイント増加している（詳細は様式1-3別紙説明資料のとおり）。

<子どもの運動能力の低下について>

小学5年生を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査（新体力テスト：文部科学省）の総合評価では、評価が最も高いA判定とされた児童の割合は男子が6.3%で、原子力発電所事故前と全国平均15.8%を大きく下回っている。また、評価が最も低いE判定とされた児童の割合は男子が15.7%で、全国平均4.8%を大きく上回り運動能力は低下している（様式1-3別紙説明資料のとおり）。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第4の4の二①）

平成28年3月までに生活圏の除染作業は終了する予定であるが、原子力発電所の事故以来、避難指示区域内に長期間放置されてきた遊具を利用することには、放射性物質に対する不安を感じている保護者が多く、帰還する子どもに安全で安心して外遊びをさせることができる運動施設（遊具）の確保が課題となっている。

なお、小高小学校の除染作業は、平成26年5月中旬に完了済みである。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第4の4の二①）

原子力発電所事故前の小高区には、幼稚園4園と保育園1園、小学校4校があり、それぞれの施設に遊具が設置されているが、既存の遊具は避難指示区域内に長期間放置されてきたため、放射性物質に対する不安を感じる保護者が多く、運動施設（遊具）を更新することにより子どもが安心して外遊びのできる環境を整備する。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実

施要綱第4の4の二①)

本事業は、小高小学校に設置してある遊具を更新することにより、子どもの運動機会の確保を図ることを目的としており、事業目的に照らして適切である。また、更新する遊具は、当面、帰還する子どもを受け入れることとなる小高小学校1校の遊具を更新するものであり、効率的なものとなっている。

なお、想定利用者数については、学校再開後に通学の可能性がある児童450人を見込んでいる。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

小高小学校は小高区の市街地にある。本市では放課後及び土日祝日に学校開放を行っていることから、児童だけでなく地域の子どもたちを含む幅広い利用が期待できる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

市の広報誌やホームページ、南相馬チャンネル等を活用し、遊具更新の周知を図る。また、学校の教員に対し遊具の安全な遊び方を周知し、子どもの運動機会の確保に繋げる。

【その他】

○効果指標及びモニタリング方針

毎年実施する学校体育における体力・運動能力調査結果によって効果の検証を行う。また、毎年実施する小中学校健康診断の結果により肥満傾向の検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

南相馬市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成27年8月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	13	事業名	小高区公園遊具更新事業	事業番号	A-1-8
交付団体	南相馬市		事業実施主体	南相馬市	
総交付対象事業費	29,195 (千円)		全体事業費	29,195 (千円)	
事業概要					
○事業の概要					
小高区内の都市公園等において、平成28年4月の避難指示解除に合わせて都市公園の遊具を更新することにより、帰還後の子供たちが安心して遊べる環境の整備を行うことで、運動機会の確保と体力向上を促進し、子育て世帯の帰還促進と定住促進を図る。					
1 関場公園 ……滑り台1基、鉄棒1基、4連ブランコ1基					
2 東町児童公園 ……4連ブランコ1基、複合遊具1基、ジャングルジム1基					
3 中央公園 ……滑り台1基					
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性(実施要綱第4の4の一)					
※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。					
■南相馬市復興総合計画 - 基本指針2 健康で安心して暮らすことができるまちづくり					
・【基本施策】- 子育て環境の整備(P65)					
・【施策】- 元気に遊べる環境を充実させます(P67)					
・【施策の展開】- 子どもが安心して遊ぶことができる遊び場の整備(P67)					
子どもの遊び環境の充実(P67)					
・【成果指標】- 健康診断結果(栄養状態でふとりすぎの児童:8歳)- 目標値 7.7%を下回る					
■南相馬市教育振興基本計画 - 第3章 教育の基本方針					
・【戦略目標】- 子どもたちが安全な環境の中で、豊かな心・自ら学ぶ意欲・健やかなからだを育てています。(P31)					
・【基本施策】- 学ぶ心と元気なからだをつくり、「生きる力」を育みます。(P35)					
・【数値目標】- 評価指標「体力・運動能力調査」- 目標値「全国平均を上回る」(P35)					
・【施策の推進方針】- 健やかなからだを育む教育の推進(P39)					
■南相馬市子ども・子育て支援事業計画 - 第4章 分野別施策の展開					
・【基本施策】- 第4節 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備(P38)					
・【施策の方向】- 4 良質な住宅と良好な生活環境の確保(P41)					
・【個別事業】- 公園整備 市内都市公園全体の計画的な遊具更新を図ります。(P41)					
本事業は子どもたちの運動機会の確保と運動能力の向上を図る観点から遊具を更新するもので、「南相馬市復興総合計画」における子どもの遊び環境の充実、「南相馬市教育振興基本計画」における学ぶ心と元気なからだづくり、「南相馬市子ども・子育て支援事業計画」における子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備に沿った事業である。					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支					

障（実施要綱第4の1）

平成27年5月現在、原子力発電所の事故以来の累計で約8,700人（うち、小高区は1,305人）が転出し、市外に約11,700人（うち、小高区4,826人）、市内に約8,300人（うち、小高区は5,957人）が避難している。特に小さな子供を持つ子育て世代等の流出により、伝統行事や消防団などの地域活動が継続できなくなることで地域コミュニティの弱体化や崩壊を招いている。また、子育て世代等の流出は労働力不足に直結し、市内経済活動にも支障をきたしている（詳細は様式1-3別紙説明資料のとおり）。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（実施要綱第4の1）

南相馬市教育委員会が実施した新体力テストの総合評価（平成22年度・平成26年度）及び健康診断結果の栄養状況（平成22年度・平成26年度）には、原子力発電所事故に伴う屋外での運動制限などにより児童・生徒の体力の低下及び肥満傾向が現れている。

本事業の実施により、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を整備することで、体を動かすことの喜びや楽しみを体感することによって体力の向上や運動能力の改善に繋げる。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第4の4の二①）

<子どもの肥満傾向について>

6歳～14歳を対象とした健康診断の結果を原子力発電所事故前と年代別に比較すると、「太りすぎ」と診断された児童・生徒の割合が12歳児を除くすべての年齢で増加している。増加率の最大は9歳児で4.5ポイント増加している（詳細は様式1-3別紙説明資料のとおり）。

<子どもの運動能力の低下について>

小学5年生を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査（新体力テスト：文部科学省）の総合評価では、評価が最も高いA判定とされた児童の割合は男子が6.3%で、原子力発電所事故前と全国平均15.8%を大きく下回っている。また、評価が最も低いE判定とされた児童の割合は男子が15.7%で、全国平均4.8%を大きく上回り運動能力は低下している（様式1-3別紙説明資料のとおり）。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第4の4の二①）

平成28年3月までに生活圏の除染作業は終了する予定であるが、原子力発電所の事故以来、避難指示区域内に長期間放置されてきた遊具を利用することには、放射性物質に対する不安を感じている保護者が多く、帰還する子どもに安全で安心して外遊びをさせることができる運動施設（遊具）の確保が課題となっている。

なお、遊具を更新する3公園の除染作業は、9月中旬に終了する予定である。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第4の4の二①）

子どもや子育て世代の小高区への帰還に当り、早急に子どもが外遊びのできる環境を確保する必要があるが、既存の遊具は避難指示区域内に長期間放置されてきたため、放射性物質に対する不安を感じる保護者が多く、運動施設（遊具）を更新することにより子どもが安心して外遊びのできる環境を整備する。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二①）

本事業は、小高区にある中核的な都市公園等の遊具を更新することにより、子どもの運動機会の確保を図ることを目的としており、事業目的に照らして適切である。また、新たに公園を整備し遊具を設置

するものではなく、既存の公園遊具を更新するものであり、効率的なものとなっている。

なお、想定利用者数については、避難指示解除後に通学の可能性がある児童450人及び幼児60人の計510人を見込んでいる。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

原子力発電事故以前から利用頻度の高い公園が対象であり、遊具の更新により、放射性物質の不安を解消し、今後帰還が見込まれる小高区全域の子どもたちを公園に呼び戻す効果が期待でき、より広域的な利用が想定される。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

市の広報誌やホームページ、南相馬チャンネル等を活用し、遊具更新の周知を図る。また、各学校の教員に対し遊具の安全な遊び方を周知し、子どもの運動機会の確保に繋げる。

【その他】

○効果指標及びモニタリング方針

毎年実施する学校体育における体力・運動能力調査結果によって効果の検証を行う。また、毎年実施する小中学校健康診断の結果により肥満傾向の検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	